

第29回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月14日(火) 13時54分～14時30分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(16名)

1番委員	三浦 勝志	2番委員	齋藤 美也子	4番委員	古川 榮
5番委員	工藤 守	6番委員	高井 美奈子	7番委員	今井 文雄
8番委員	大川 哲彌	9番委員	花田 良造	10番委員	工藤 正
11番委員	丹代 純嗣	12番委員	葛西 雅博	13番委員	今井 龍美
14番委員	柴田 博明	15番委員	桑田 久毅	18番委員	山口 知治
19番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員(3名)

3番委員	對馬 忠法	16番委員	小山内 知寛	17番委員	三浦 良孝
------	-------	-------	--------	-------	-------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(7名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

平賀-2	阿部 功				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員(4名)

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第110号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第111号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第112号 農用地利用集積計画の決定について

議案第113号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

- 議案第 114 号 競（公）売買受適格者の証明について
 議案第 115 号 平川市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部改正について
 報告第 85 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 86 号 使用貸借合意解約書の受理について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和（委員全 員）	(省略) 【開会 13 時 57 分】
議長（今井龍 美）	これより、第 29 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 2 番齋藤委員、4 番古川委員の両名にお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。 本日の議案は、お手元に配付してある議案第 110 号から議案第 115 号までの 6 件、ほかに報告が 2 件でございます。 現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 110 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 110 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、169 番から 172 番は経営拡大、3 ページの 173 番は親から子への贈与によるものです。

件数は 5 件、面積 5,643 m²、田 2 筆 1,699 m²、畑 9 筆 3,994 m²です。

次に、賃貸借権設定について、4 ページの 209 番から 6 ページの 218 番は経営拡大、219 番と 7 ページの 220 番は新規就農によるものです。

件数は 12 件、面積 48,198 m²、田 17 筆 31,363 m²、畑 4 筆 16,835 m²です。

次に、使用貸借権設定について、7 ページの 36 番は新規就農によるものです。

件数は 1 件、面積 6,715 m²、地目はすべて畑です。

今回、申請のあった案件については、別添 2 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、賃貸借権設定の 211 番と 212 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

尾上-1 小野委員

賃貸借権 219 番、220 番のことです。

新規就農で稼働人のところが空欄になっているが、けっこうな面積のため、いったい何人の人が働くのか。

農薬散布の薬、草刈の機械は準備しているのか。

第3条第3項になっているが、解約条件付きなのか、貸している人が解約を申し出るのか、農業委員会の判断で解約させるのか。

坂口主査

1点目、人数については代表の方と奥さん2名と臨時で雇用している方が3名、臨時で雇用している方は、延べ人数113名となっております。

2点目、持っている農機具等ですが田植え機、草刈り機、軽トラック等を持っておりまして、散霧器一式も持っておりますので、持っているもので対応するとのことでした。

3点目、条件付きかどうかは条件付きの貸借となっております。解約を申し出るのは借りている方、農業委員会等になります。

例えば、きちんと耕作できていない時などが、解約の条件となります。

以上です。

尾上-1 小野委員

きちんと耕作できていないというのは、貸している方がそう思えば解約の条件となるのですか。

坂口主査

貸している方から申し出があれば事務局等で確認に行き、必ず耕作しているか耕作していないか確認しております。

以上です。

議長

他に、なにかございませんか。

尾上-2 葛西委員

使用貸借について36番なのですが、新規就農とあるのですが、何を行うのでしょうか。

坂口主査

こちらの36番の方ですが、きくいも、カブ、玉ねぎ、枝豆等を作る予定としております。

議長

他に、なにかございませんか。

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の 211 番と 212 番は、碓ヶ関の平山推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、平山推進委員に退席を求めます。

(平山推進委員 退席)

議長

それでは、211 番と 212 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、211 番と 212 番を、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
平山推進委員の入室を許可します。

(平山推進委員 着席)

議長

次に、議案第 111 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

9 ページをご覧ください。

議案第 111 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書と合わせて、10 ページをご覧ください。

30 番の申請地は 11 ページのとおり、松崎小学校から北へ約 1.3Km に位置します。土地利用計画は 12 ページのとおり、駐車場用地です。

申請者は、申請地から約 70m 離れた場所で、家庭用電化製品の配送及び設置の電気工事業を経営しており、その従業員のための駐車場として転用するものです。

農地区分も別添 3 のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 8 番大川委員、10 番工藤委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、議案第 111 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 112 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

13 ページをご覧ください。

議案第 112 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 売買価格一覧と合わせて、14 ページをご覧ください。

所有権移転について、253 番から 16 ページの 264 番まで、すべて経営拡大によるものです。

件数は 12 件、面積 41,561 m²、田 8 筆 15,278 m²、畑 11 筆 26,283 m²です。

次に、利用権設定についても、70番から73番まで、すべて経営拡大によるもので、18ページの49番は農地中間管理事業による一括方式となっております。

件数は5件、面積15,040.94㎡、田6筆7,062㎡、畑7筆7,978.94㎡です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました1番三浦委員、2番齋藤委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第113号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

19ページをご覧ください。

議案第113号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、農地中間管理機構に要請したいので、審議を求めるものです。

この議案は、令和5年4月の法改正を受け、従前の農用地利用配分計画に代わる農用地利用集積等促進計画を定めて権利を設定するものであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターへ要請するため、総会に諮るものです。

20 ページをご覧ください。

整理番号 1 番及び 2 番は、既に農地中間管理権が設定されている農地であり、あおり農業支援センターから新たな担い手へ貸し付けるものです。

件数は 2 件、面積 5,139 m²、地目はすべて畑です。

内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けるものであり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべきこととして、農地中間管理機構へ要請すべきであると考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
暫時休憩いたします。

【休憩 14 時 13 分】

【再開 14 時 20 分】

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
それでは、議案第 113 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 114 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

21 ページをご覧ください。

議案第 114 号 競(公)売買受適格者の証明について、農地法第 3 条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書の 5 ページ目と合わせて、22 ページをご覧ください。

今回の申請件数は1件で、申請事由は、経営拡大による公売の入札参加です。

申請地は、碓ヶ関久吉地区にある旧碓ヶ関育苗施設用地で、面積4,017㎡、地目はすべて畑であり、昨年10月末に市の条例が廃止されたことに伴い、現在、土地と建物を合わせて一般競争入札による売却を進めております。

当該農地は、従前より申請者が平川市から借り受けて使用しており、申請者も、市内に農地を所有し、地域との調和要件や周辺への支障もないことから問題ないと思われ、許可相当と考えます。

なお、買受適格者が最高価格で落札した場合は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を受け付ける予定です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した平山委員、疑問点等がありましたら、お願いいたします。

何か、ございませんか。

平山委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、議案第114号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第115号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

23ページをご覧ください。

議案第115号 平川市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部改正について、農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正並びに「農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん

基準の見直しについて」により、別紙のとおり平川市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部を改正したいので審議を求めるものです。

今回の改正は、令和5年3月30日付けで農林水産省から農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正通知があったこと、並びに、令和6年1月16日付けで県農林水産部構造政策課からあっせん基準の見直しについて通知があったことから、改めて市のあっせん基準等を全体的に見直したものです。

総会資料の24ページから53ページまでは、改正部分を赤字で、改正前の部分は見え消し線でそれぞれ表記しております。また、新旧対照表は54ページからとなっております。後ほどお目を通していただければと思います。

次に、今回の改正となった箇所を掻い摘んでご説明いたします。

24ページをご覧ください。

この「2 農用地等の権利を取得させるべき者」では、これまで農業を営む者に加えて定められていた農地中間管理機構と農業者年金基金が除かれ、農地所有適格法人、農業後継者及び新規就農希望者を含めた農業者とします。

次に、25ページをご覧ください。

この「4 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせん」でも、農地中間管理機構と農業者年金基金が除かれ、認定農業者及び認定新規就農者へ優先してあっせんすることとします。

次に、26ページをご覧ください。

7は新たに追加したところで、現在策定中の「地域計画」の区域内において、その計画で定める「農業を担う者」へ優先してあっせんすることとします。

「9 あっせん」では、「地域計画」の区域内においては、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による利用権設定の活用を促すこととします。

以上が主な改正内容となります。この他にも、先ほど述べた改正内容に沿った語句の追記や修正、県との手続きに係る追記及び誤字等の訂正があります。

なお、このあっせん基準等の改正においては、農業委員会の総会に諮る前に県と事前に協議し、その後、平川市内の農協、土地改良区及び学識経験者等の関係機関に、このあっせん基準に関する意見照会を行った上で総会に諮ることとしておりますが、去る3月25日付けで関係機関に対して意見照会を行ったところ、4月

10日までにすべての機関から「特に意見なし」との返答があったことをご報告いたします。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第115号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告2件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査

72ページをご覧ください。

報告第85号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添5 関連案件一覧と合わせて、73ページをご覧ください。

133番から136番は借受人の要望、74ページの137番は他者へ貸付するため、138番は貸付人へ売却するため解約するものです。

件数は6件、面積25,218㎡、地目はすべて田です。

続いて、75ページをご覧ください。

報告第86号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

76ページをご覧ください。

48番は借受人の要望、49番は他者へ売却するため、50番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は3件、面積6,595㎡、田2筆271㎡、畑5筆6,324㎡です。

報告は以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたら
お願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て
終了いたしました。

よって、第 29 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 30 分】